

神奈川県肝炎対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県におけるB型及びC型の肝炎対策を推進するため、神奈川県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 感染者に対する相談及び診療指導に関すること
- (2) 受診状況等の把握と未受診者への検診勧奨に関すること
- (3) 高度専門的な治療が可能な医療機関の確保と医療連携体制の整備に関すること
- (4) 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供に関すること
- (5) その他必要な事項

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、設置から10年とする。ただし、設置期間の最終年度において、協議会の見直しを行い、設置期間を延長することができるものとする。

(構成員等)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから選定した委員15名以内で構成し、委員は神奈川県健康医療局保健医療部長が選任する。

- (1) 神奈川県医師会の代表
 - (2) 肝炎に関する専門の知識を有する者
 - (3) 県民からの公募等により選考された者
 - (4) 市町村や保健所等の代表
 - (5) その他保健医療部長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 会議は、会長が必要と認める時に召集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、保健予防課長が行う。
- 3 この要綱の施行後、最初の協議会委員は、平成27年3月31日までの旧神奈川県難病対策協議会肝臓疾患部会委員を引き継ぐものとする。
- 4 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、平成30年3月31日までとする。
- 5 この要綱の施行に伴い、神奈川県難病対策協議会肝臓疾患対策部会設置要領（昭和63年10月20日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。